

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都荒川区西日暮里二丁目18番1号
氏名 増尾リサイクル 株式会社
代表取締役 増尾 光彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 令和元年 7月 11日
許可の有効年月日 令和6年 6月 30日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、
鋳さい（鋳物砂に限る。）、がれき類 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県朝霞市大字上内間木字厩尻548番1及び548番2 以上2筆
（面積6053.00㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。
- 施設の稼働時間は、午前8時から午後5時までとすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年 7月 1日	指令廃指第4554号	新規許可
平成21年 7月 27日	指令西環第34-1号	更新許可
平成22年 7月 5日	—	変更届（破碎施設の一部廃止）
平成26年 8月 28日	指令西環第29-1号	更新許可
令和元年 7月 11日	指令西環第3-1号	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	800 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、鉋さい (鋳物砂に限る。)、 がれき類 以上3種類	昭和62年10月16日 平成13年 2月 1日 破2-05-1

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、鉋さい (鋳物砂に限る。)、 がれき類 以上3種類	3,362.7 m ²	3.0 m(屋外)

(以下余白)